

農地制度が変わっています

問 農業委員会 事務局 ☎62-9234

- 「農地法等の一部を改正する法律」が、平成21年12月15日から施行されています。
- 新たな農地制度は、
 - ①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに
 - ②農地を貸しやすく、借りやすくして、農地を最大限に利用することをねらいとしています。



改正のポイント

農地を借りたいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されています!

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されました（一定の要件を満たす必要があります）
- 農地の借受け者の範囲

農作業常時従事者・農業生産法人
+

追加 農地の全部を耕作できる個人・農業生産法人
以外の法人



(写真：イメージ)

耕作しないでいると…

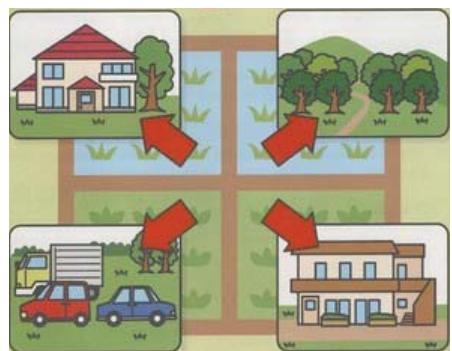
遊休農地に対する指導が強化されました!

- すべての遊休農地が指導の対象となります
 - 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します（10月ごろ）
 - 遊休農地の所有者に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行う場合があります
- ※「遊休農地」とは、1年以上耕作されず、今後も耕作が見込まれない農地です

許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されました!

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されました。
【違反転用】
(改正前) ・3年以下の懲役または300万円以下の罰金。
法人は500万円以下の罰金
(改正後) ・3年以下の懲役または300万円以下の罰金。
法人は1億円以下の罰金



農地転用は許可が必要です

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になりました!

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になりました。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると10万円以下の過料に処せられることがあります。

